

札子施第 685 号  
令和元年（2019 年）6 月 27 日

各施設長 様

札幌市子ども未来局  
支援制度担当部長

### 施設機能強化推進費加算の対象品目について（通知）

日ごろより札幌市の教育・保育行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記については、平成31年3月に実施した全施設向け説明会において、加算要件の明示化を目的として、対象品目を事前に提示することをお知らせしておりました。  
つきましては、対象品目を下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1 加算の考え方

##### (1) 加算要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災訓練教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実させる等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設について加算すると定められています。

また、この取組の例として、「地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練」「職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進」などが挙げられています。一方、以下の経費の考え方や効果の考え方により、対象品目（経費）については制約があります。

##### (2) 経費の考え方

当該経費には教育・保育の提供に当たって通常要する費用は含まないものとされています。このため、通常の教育・保育で使用するものと分けて購入・管理等をする必要があります。下記に例を掲載しますので購入・管理の参考としてください。

<適切な例>

- 例 1) 備蓄品として購入したものは備蓄品として保管し、通常消耗品と分けて管理
- 例 2) 保存食などの消費期限のあるものは、消費期限が近くなったものを通常保育や避難訓練等で消費し、代わりに新しく購入したものを備蓄品として保管
- 例 3) 通常の保育に用いるお散歩カーの他に、災害時に備え予備としてお散歩カーを避難車として購入

＜教育・保育に通常要する費用と考えられる例＞

例1) 備蓄品として購入したものを通常の教育・保育で使用する消耗品と混同して管理・使用

例2) 消費期限のない備蓄品を単に古くなったからという理由で通常の教育・保育で消費し、代わりに新しく購入したものを備蓄品として保管

例3) お散歩カーを避難車名目で購入したが、通常の教育・保育で日常的に使用

### (3) 効果の考え方

定められた要件に対して公費を補助するという観点から、通常の補助金と同様に、その使用目的や事業計画が効果を正しく発揮するものかを確認する必要があります。

別紙No. 4～52については、下記「3参考とした資料」を基準とし既に効果が期待できるものを選定しました。一方、別紙No. 1～3については、計画書を提出していただき、その効果を確認・審査する必要がありますのでご注意ください。

## 2 加算対象品目（経費）

別紙のとおり

## 3 参考とした資料

対象品目は以下のハンドブックを基に定めております。

### (1) 想定外から子どもを守る保育施設のための防災ハンドブック（経産省）

→ 東日本大震災の教訓をもとに経産省が保育施設向けに作成

### (2) 地震防災マップ（札幌市）

→ 札幌市危機管理対策室が作成し、平成30年北海道胆振東部地震を受け改定

## 4 その他

申請書（計画書）については11月頃に依頼予定です。

また、実績報告時には請求書（見積書）と領収書の両方を提出していただく必要がございますので、申請書依頼時までに既に購入・実施を予定している場合はご注意ください。

なお、当該加算で計上したの品目（経費）については、他の補助金等に重複して計上することはできませんのでご承知おきください。

## 5 問合せ先

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課給付係

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-3027